

# 一般社団法人農業食料工学会 定款案 (2018年3月20日版)

## 定款案作成の前提：

1. 学術の発展という本会設立趣意に基づき、法人格は、「非営利型」を前提とし、会長を代表理事と定める非営利型一般社団法人とする。(→非営利型を選ばないと、任意団体からの財産移行に課税される)。
2. 本会の法人範囲に部会は含む。しかし、支部は含めない。
3. 現行の活動趣意ならびに諸制度は可能な限り全て踏襲する。

# 一般社団法人農業食料工学会

## 第一章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人農業食料工学会と称する。英語表記は、The Japanese Society of Agricultural Machinery and Food Engineers とする。【←JSAMの英語表記追加】

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。【←市まで明記必要】

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、農業機械、農業機械化、農業施設及び食料・生物資源の工学的処理等、農業食料工学に関する学術の進歩発展を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学会誌、その他農業食料工学に関する資料、図書の編集・刊行
- (2) 講演会の開催
- (3) その他、当法人の目的達成に必要な事業

**【公告】** **【←現会則には存在しない、法人の公告は法律上の必須事項】**

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第二章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人には、正会員、学生会員、特別会員、名誉会員、永年会員及び購読会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の趣旨に賛同し、入会する個人とする。
- (2) 学生会員 当法人の趣旨に賛同し、入会する学生とする。ただし、社会人である学生を除く。
- (3) 特別会員 当法人の趣旨に賛同し、入会する企業体又は団体（以下「団体等」という。）とする。
- (4) 名誉会員 特に当法人に功労があった者で、理事会において推薦され、総会の承認を受けた者とする。推薦の方法については別に定める。<従来の承認機関は評議員会であったが、評議員会がなくなり、その機能が総会（代議員総会）と同一になるため、総会を承認機関とする。詳細は総会の欄へ後述。>
- (5) 永年会員 30年以上の正会員歴を持つ70才以上の個人とする。

(6) 購読会員 学会誌の配布を受けることを目的として入会する機関又は団体等とする。< 非営利型一般社団法人への認定が得られることが前提>

2 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）に規定された以下の社員の権利を、社員と同様に行使できる。【←会員権利条項を追加】

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員資格の取得)

第6条 当法人の会員となろうとする者は、所定の会費を添えて入会申込書を当法人に提出する。

(会員資格の喪失) 【←追加】

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その地位を喪失する。

(1) 第8条により退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

(4) 2年以上会費を滞納したとき

(5) 第9条により除名されたとき

(6) 代議員総会での全員の同意があったとき

(任意退会等)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することによりいつでも退会することができる。ただし、既納の会費は返還しない。なお、会費を1年間滞納した者には、学会誌の配布を中止する。

(除名)

第9条 当法人は、会員に法令違反や公序良俗に反する著しい非行、その他当法人の目的に相応しくないと思料される行為があった場合には、総会の決定により当会員を除名することができる。【←現行では「本会の名誉を汚し、又は本会の目的に反する行為があったと認められるときには、理事会の決議により」であり、内容に遜色はない。】

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し管理する。【←追加】

## 第三章 代議員

(代議員及び定数) 【←追加】 <現状の評議員制度をベースとした代議員制度を設置>

第11条 当法人における法人法に規定する社員は、正会員の中から選出される100名以内の代議員をもって構成する。 <現行では100名以内>

(代議員の選出) 【←追加】 <現行の評議員制度を踏襲、詳細は「代議員・役員選出規程」を参照。>

第12条 代議員は当法人の正会員である者から代議員選挙により選出する。ただし、長期外国在住者はその限りではない。 <現行の評議員選出方法と同様>

2 代議員が欠けた場合に備えて補欠の代議員を選出することができる。その方法は、別に定める代議員及び役員選出規程による。 <現行と同じく残り任期が1年以上であれば代理の者を選出、1年未満であれば欠員とする>

3 代議員は、正会員を代表し、その要望事項等について理事会に報告・提案を行う。また理事会より諮問を受けた重要案件について協議する。 <現行の評議員の役割と同様>

(職務・権限) 【←追加】

第13条 代議員は、社員として総会に出席し、総会での議決権を有するものとする。

(代議員の任期) 【←追加】 <代議員の任期や補欠選挙方法は、現行の評議員制度を踏襲>

第14条 代議員選挙は、2年に1度実施し、代議員の任期は、代議員選挙により新たに選出された後の総会より2年後の総会までとすることとし、再選を妨げない。 <任期は総会を起算点・終点とし、2年間/期とする。>

2 代議員が、法人法に基づく総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え又は役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合には、当該訴訟が解決するまでの間、当該代議員は社員としての地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款の変更（法人法第146条）に関する議決権を有しない。

### 代議員とは

正会員を代表し、その要望事項等について理事会に報告・提案を行う者。

また、法人の最高議決機関となる総会において、1人1票の議決権を有する。

当会では、従来の評議員がその主たる役割を担っていたため、選出方法なども評議員を踏襲する。

## 第四章 役員

(員数)

第15条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内 【←最低人数を追記】 <現行では「20名以内」>

(2) 監事 2名 <現行では「2名」>

- 2 理事のうち1名を会長とする。会長は本会を代表し、会務を総理する。会長を持って法人法上の代表理事とする。会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって副会長がその職務を代行する。【←下線部を追加】
- 3 理事のうち2名を副会長とする。副会長は会長を補佐し、副会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって理事がその職務を代行する。

(役員を選任等) 【←追加】 <現行制度を踏襲、詳細は「代議員・役員選出規程」を参照。>

第16条 役員は、次の方法により選出する。

- 1 理事及び監事は総会の決議によって代議員の中から定める。その選出は、別に定める代議員及び役員選出規程による。<従来同様、代議員同士の互選により理事と監事を選出する。また、現行どおり会長による理事推薦枠を設ける。現行の推薦枠は2名以内であるが、役員選出規程の中で7名に承認先は評議員会。本定款で7名へ変更した理由は下欄を参照。>
- 2 会長は理事会の決議によって理事の中から定める。その選任は、別に定める代議員及び役員選出規程で選出された会長候補者の信任決議とする。<従来は代議員選挙で決まっていたが、法人化後は理事会決議が必須となるため、理事会で承認を得ることとする。>
- 3 会長は、副会長の選任にあたっては、正会員の中から副会長候補2名を推薦し、総会の承認を経てこれを副会長とする。<現行の承認先は評議員会であるが、これを総会に変更>
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。【←追加】 <非営利型の一般社団法人の認定要件>
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。【←追加】

(任期)

- 第17条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、続けて再任される場合は2期までとする。<ここで言う理事は、会長、副会長も含む。現行同様、任期は2年、継続2期までとする。>
- 2 監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、続けては再任しない。<現行では任期2年、継続2期までであるが重責を加味して継続はなしとする。>
  - 3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまではその職務を行う。

(監事の職務制限) 【←追加】

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。<現行では「監事は、本会の会計及び業務を監査し、その結果を総会に報告する。」>

(役員の報酬)【←追加】

第19条 役員は無報酬とする。

**役員とは**

会長、副会長、理事、監事の総称を役員とする。役員の種類や主な役割は、従来と変わらない。監事以外の役員が理事会出席者となる。なお、会長と副会長も理事定数の「3名以上20名以内」の内数になる。

代議員に選ばれた者が理事となった場合、代議員の権利（総会での議決権）と理事の権利（理事会での議決権）を併せ持つことになる。会長以外の任期は原則として、定時総会～2年後の定時総会までが起算点・終点になる。（通常は定時総会の後、同日中に理事会が開催して会長を選任することで、会長任期と役員任期を同一にする）

**会長の理事推薦枠を2名から7名へ変更した理由**

法人化後も支部長は、本会理事として継続的に学会運営に携わってもらう必要がある。

しかし、支部は法人化しないため、現行のように支部長を自動的に理事に選任することが困難となる。

そこで、会長による理事推薦枠を現状の2名から支部長5名を含む7名以内とし、また、7名のうち5名は支部長枠であることが伝わるよう、定款より下の規則へ記載して対応したい。

なお、現行の選挙規程での理事定数（20名以内）は、「会長推薦枠（副会長2名、理事2名以内）及び支部長5名を除いた数」が選挙で決まる実数となっており、実質的な変更には繋がらない。

## 第五章 会議

(会議)【←修正、理由は下欄参照】

第20条 当法人の会議は、総会、理事会、会員集会、その他理事会の決議を経て必要に応じて設置した委員会・部会とする。＜現行は、1. 本会に庶務委員会、編集委員会、財務委員会、企画委員会、表彰委員会、情報委員会及び国際交流委員会を設け、各々委員長1名及び若干名の委員をもって組織する。また、理事会の決議を経て、必要に応じて他の委員会を設けることができる。2. 各委員会に若干名の幹事を置くことができる。＞

2 その他当法人の会議の運営について、この定款に定めのない事項は、別に定める規則によるものとする。＜規則：定款より下の各種規程や細則などの総称＞

**会議の種類を簡略化した理由**

定款へ委員会名を明記した後、もし同委員会の名称変更が必要となった場合や活動を終えた場合、定款自体の修正が必要となる。その場合、総会決議のみならず、公証役場での所定の手続きと費用が必要となる。そのため、法人運営上の必須委員会を除き、可能な限り定款上は簡略記載し、規程ならびに細則で会議活動を明記したい。なお、委員会の改廃は従来どおり理事会決議であり、各委員会の運営は、現行委員会の関連規則を可能な限り踏襲する。

## 第六章 総会

(総会)

- 第21条 総会は、代議員をもって構成する。【←追加】 <代議員が正会員代表として総会に参加>  
2 総会をもって法人法上の社員総会とする。【←追加】  
3 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(招集)

- 第22条 総会は、毎事業年度終了後6ヶ月以内に会長が招集する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、会長は、理事会の決議を経て、臨時招集することができる。<現行では、「**毎年度1回以上、会長が招集する**」>  
(1) 会長が必要と認めたとき。  
(2) 総会を構成する代議員の5分の1以上から議題を定めて会長に開催請求があったとき。

(代理) **【←追加】**

- 第23条 総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。<書面での代理行使方法を記載>  
2 前項の代議員又はその代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代議員又はその代理人は、当該書面を提出したものとみなす。<電子的方法での代理行使方法を記載>

(権限)

第24条 総会では、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 理事及び監事の選任または解任
- (4) 定款の変更
- (5) 当法人の基本方針に関する事項の承認
- (6) その他本定款で定める事項

<現行の総会決議事項は以下のとおりで、大きな変更はない。(1) 学会の基本方針に関する事項 (2) 事業計画及び事業報告の承認 (3) 予算及び決算の承認 (4) 会則はじめ重要な規程等の承認 (5) その他本会の運営上必要な事項>

(決議の方法)

第25条 総会の決議は、この定款または法令に別に定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもってこれを行う。可否同数のときは議長がこれを決定する。

- 2 次に掲げる事項については、総代議員の半数以上の出席と且つ出席した代議員の議決権の3分の2以上を以って決する。【←追加】 <監事の解任や定款の変更など、重要案件（特別決議事項）は出席者の2/3以上の賛成が必要となる。特別決議事項の設置は、法人定款上必須要件

となる>

(1) 会員の除名及び代議員の解任

(2) 監事の解任

(3) 役員などの責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 事業全部の譲渡

(6) 法人の継続または解散

(7) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

(議決権) 【←追加】

第26条 各代議員は、各一議決権を有する。

(議長)

第27条 総会の議長は、出席者の互選により選出する。

(議事録) 【←追加】

第28条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

#### 総会について

法律上の社員総会となり、法人における最高議決機関となる。議決権は代議員（現会則での評議員会）が1人1票を持つ。成立要件は議決権を有する代議員の半数以上の参加となる。現行の評議員会と総会の機能をあわせもつような形となる。総会での決議事項は、大きく普通決議と特別決議に分かれる。普通決議は出席者の過半数で可決となる。しかし特別決議は、普通決議の要件を満たすだけでは足りず、総代議員の半数以上が出席し、かつ、出席者3分の2以上の賛成が必要となる。

なお、一般会員はオブザーバーとして総会に出席可能である。また、一般会員が学会運営に直接意見を提出できるよう、本会では後述する「会員集会」を新たに設ける予定。

## 第七章 理事会

(構成) 【←部分修正】

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 その他会長の指名する者を出席させることができ、そこで意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。<現行は「必要に応じ、理事以外の者に理事会への出席を要請することができる」>

(権限) 【←追加】

第30条 理事会は、当法人の任務を遂行し、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会に付議する事項

(2) 各種規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 下記に掲げる重要な業務執行の決定

イ 重要な財産の処分及び譲受け

ロ 多額の借財

ハ 重要な使用人の選任及び解任

ニ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

ホ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

ヘ 表彰に関する事項

ト その他必要な業務執行の決定

(理事会の開催及び招集)

第31条 理事会は、会長がこれを招集する。この場合会日より少なくとも1週間以内に招集通知を発する。【←追加】 <1週間以内は法令で定められた事項>

2 会長以外の理事現在数の3分の1以上から議題を定めて開催請求をする場合又は監事が理事会を招集する場合も前項後段の手続による。【←追加】

(議長)

第32条 理事会の議長は、原則として会長が担当する。ただし、会長、副会長ともに事故あるときは、出席理事の互選により決める。【←追加】

(決議)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する理事の過半数の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決定する。<現行は、「理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、当該事項について委任状をもってあらかじめ意思を表明した者は、これを出席とみなす。」>

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。【←追加】 <現行は、理事会・評議員会・総会運営規程において、緊急時にはメールなどの理事会審議が認められているため、その内容を踏襲する。しかし法律上、メール審議を行う場合には理事全員の承認が必要になるなど、現行よりもメール審議へのハードルは高くならざるを得ない。>

#### 理事会について

理事は、その個人的な能力や資質に着目し、法人運営を委任されている者であることから（一般社団・財団法人

法第 64 条、第 172 条第 1 項、民法第 644 条)、自ら理事会に出席し、議決権を行使することが求められる。したがって、理事会が開催された場合には、総会について認められているような、議決権の代理行使および書面又は電磁的方法による議決権の行使は認められない。ただし、第 33 条第 2 項のように理事全員が認めた場合には、みなし決議を行うことが可能となる。

現行は、委任状を提出した理事は出席とみなされ、委任状において決議事項を議長へ一任することが可能であるが、法人化後は前述のとおり、委任状は出席とはみなされないため、現理事会の成立要件となる「3分の2以上の出席」は従来よりも達成が若干困難となる。過去3年、計14回の理事会出席率を調査した結果、3分の2以上の要件を満たさない事例が1件あり、過半数であれば問題がなかったため、これに変更したい。

#### (議事録) 【←追加】

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。 <法令で定められた事項>

## 第八章 会員集会 【←追加】

#### (会員集会) 【←追加】

第 35 条 当法人は、総会とは別に会員集会を年 1 回以上開催することができる。

#### (招集) 【←追加】

第 36 条 会員集会の招集は、理事会がこれを決し、会長が招集する。

2 会員集会の招集通知は、会日より 5 日前までに各会員に対して発する。

#### (議長) 【←追加】

第 37 条 会員集会の議長は、当該会員集会において出席者の互選により選出する。

#### (会員集会の性質) 【←追加】

第 38 条 当法人における会員集会は、日々の業務に関する報告をし、すべての会員から当法人に対する幅広い意見を集約する場であり、会員は理事会に対して、その業務や当法人に対する意見を述べることができる。

2 前項の会員集会で出された意見について理事会は、その後の業務運営の参考にし、反映させるよう努めることとする。

#### 会員集会について

一般会員向けの開かれた集会を開催することで、会員の要望などを広く集約し、学会運営の参考にすることをねらいとする。これにより、代議員制を採用する際の懸念となる、一般会員の意見が直接学会運営に反映されにくくなる点へ対応する。

## 第九章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。 <従来通り>

(事業計画及び収支予算) 【←追加】

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、その後、総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。 <理事会までは年度内に実施し、承認を得る>

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。 <法令で定められた事項>

#### 予算・決算・総会の関係について

- 事業年度末 (3月末日まで)
  - ・会長は、事業計画と収支予算を作成する。
  - ・事業計画と収支予算について、理事会の承認を得る。(総会承認は、次年度でも構わない。)
- 事業年度終了後～定時総会まで
  - ・会長は、事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監査を受け、理事会の承認を得る。
- 定時総会
  - ・事業計画及び予算の承認を得る
  - ・事業報告及び収支決算の承認を得る

(剰余金の分配の禁止) 【←追加】 <非営利型の一般社団法人としての認定要件の1つ>

第41条 当法人の剰余金は、これを分配してはならない。

(残余財産の帰属) 【←追加】 <非営利型の一般社団法人としての認定要件の1つ>

第42条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる。

#### 非営利型の一般社団法人について

※一般社団法人は原則として税務上、会社等と同じ全所得課税となります。ただし、一定の要件を満たす場合に、NPO法人等と同じ非営利型の一般社団法人として認定され、入会金・会費収入、寄付金収入、公益目的の事業収入等が原則非課税となります。本会は非営利型を目指しております。

## 第十章 事務局

(事務局)

第43条 当法人は、事務を処理するために、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を経て、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、代表理事が別に定める。

## 第十一章 補則

第44条 規則の改廃は理事会の議を経て行う。

### 附則

(最初の事業年度)

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2000年3月末日までとする。

(設立時の役員) <理事会設置法人の場合、理事3名以上、監事1名以上が必須>

2 当法人の設立時役員は、第15条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

設立時代表理事 ○○

設立時理事 ○○、○○、○○

設立時監事 ○○

なお、設立時役員の任期は設立後最初の定時総会終結の時までとする。

(設立時の社員) <最低2名以上が必須、設立時役員と兼務可能>

3 当法人の設立時社員は、第11条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1. 住所

氏名

2. 住所

氏名

3. 住所

氏名

4. 住所

氏名

(代議員選挙)

4 設立後最初の代議員選挙は2000年○月○日とし、任意団体農業食料工学会の役員選挙規程および施行細則に準拠して行うこととする。

2 選出された代議員を新たな社員として法律上の社員に加えることとする。

(法令の準拠)

5 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令等によるものとする。

以上、一般社団法人農業食料工学会設立のため、設立時社員〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の定款作成代理人である行政書士 森健輔は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

年会費について

定款に年会費の額を記載した場合、定款の変更は総会マターとなり、さらに公証役場での所定の手続きと費用が必要となる。そのため、定款の条項へ年会費を明記すると学会の弾力的な運営が困難になる。そのため、定款上での明記は避けるべきである。

法的には、会費の変更は総会マターでも、理事会マターでも特に問題ない。そのため、年会費は定款より下の規程などに記載し、その金額の変更は理事会もしくは総会の決議事項としたい。

もし、年会費を定款へ明記する場合、附則の中で設立時の会費のみを記載する。附則はあくまで設立時の特則を記載するだけなので、その後の変更を常に定款上でアップデートする必要はない。

20〇〇年〇月〇日

設立時社員 〇〇  
設立時社員 〇〇  
設立時社員 〇〇  
設立時社員 〇〇

上記設立時社員の定款作成代理人

事務所所在地 東京都世田谷区祖師谷1丁目25番3号

事務所名称 森行政書士事務所

行政書士 森 健輔

登録番号 日本行政書士会連合会 第07080541号